

産業廃棄物処理施設維持管理状況

島根県鹿足郡津和野町日原262番地
有限会社 エル・アイ・エス

対象期間 令和3年 4月～

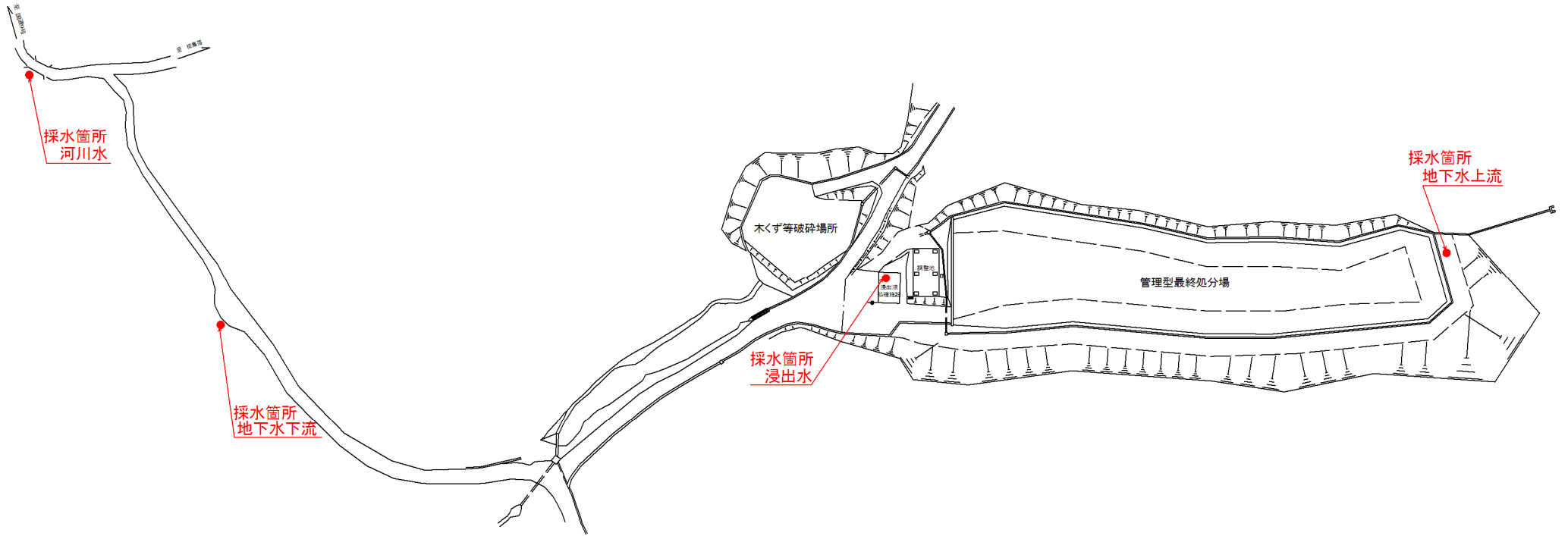
産業廃棄物処理施設維持管理記録簿 [管理型最終処分場]

処理施設概要

[管理型最終処分場]

- ・施設の種類 : 産業廃棄物の最終処分場
- ・設置場所 : 島根県鹿足郡津和野町柳村522番地外
- ・設置年月日 : 平成5年11月24日
- ・処理能力 : 埋立面積4,413m²、埋立容量15,688m³
- ・取扱品目 : 産業廃棄物
廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず等(以上3品目については、自動車等破砕物を含む。)、
燃え殻、汚泥、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、鋳さい、がれき類、ばいじん、政令第13号廃棄物
以上13品目、石綿含有廃棄物であるものを含み、特別管理産業廃棄物であるものを除く
特別管理産業廃棄物
廃石綿等

水質検査採取箇所



水質検査結果〔管理型〕

作成日： 令和3年4月5日
 施設名： 柳産業廃棄物最終処分場

水質の区分	基準値 (1リットルあたり)	地下水	
		上流水	下流水
		令和 3年 2月 26日	令和 3年 2月 26日
1 アルキル水銀	検出されないこと	検出されず	検出されず
2 総水銀	0.0005mg 以下	0.0005未満	0.0005未満
3 カドミウム	0.01mg 以下	0.0003未満	0.0003未満
4 鉛	0.01mg 以下	0.005未満	0.005未満
5 六価クロム	0.05mg 以下	0.02未満	0.02未満
6 砒素	0.01mg 以下	0.005未満	0.005未満
7 全シアン	検出されないこと	検出されず	検出されず
8 ポリ塩化ビフェニル(PCB)	検出されないこと	検出されず	検出されず
9 トリクロロエチレン	0.03mg 以下	0.002未満	0.002未満
10 テトラクロロエチレン	0.01mg 以下	0.0005未満	0.0005未満
11 ジクロロメタン	0.02mg 以下	0.002未満	0.002未満
12 四塩化炭素	0.002mg 以下	0.0002未満	0.0002未満
13 1・2 - ジクロロエタン	0.004mg 以下	0.0004未満	0.0004未満
14 1・1 - ジクロロエチレン	0.02mg 以下	0.002未満	0.002未満
15 1・2 - ジクロロエチレン	0.04mg 以下	0.004未満	0.004未満
16 1・1・1 - トリクロロエタン	1mg 以下	0.0005未満	0.0005未満
17 1・1・2 - トリクロロエタン	0.006mg 以下	0.0006未満	0.0006未満
18 1・3 - ジクロロプロペン	0.002mg 以下	0.0002未満	0.0002未満
19 チウラム	0.006mg 以下	0.0006未満	0.0006未満
20 シマジン	0.003mg 以下	0.0003未満	0.0003未満
21 チオベンカルブ	0.02mg 以下	0.002未満	0.002未満
22 ベンゼン	0.01mg 以下	0.001未満	0.001未満
23 セレン	0.01mg 以下	0.002未満	0.002未満
24 1・4 - ジオキサン	0.5mg 以下	0.005未満	0.005未満
25 クロロエチレン	0.02mg 以下	0.0002未満	0.0002未満
26 ダイオキシン類	1pg -TEQ 以下	-	-

水質の区分	放流水	
	許容限度 (1リットルあたり)	浸出水
		令和 3年 2月 26日
1 アルキル水銀化合物	検出されないこと	検出されず
2 水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	0.005mg 以下	0.0005未満
3 カドミウム及びその化合物	0.03mg 以下	0.001未満
4 鉛及びその化合物	0.1mg 以下	0.005未満
5 有機リン化合物	1mg 以下	0.1未満
6 六価クロム化合物	0.5mg 以下	0.02未満
7 砒素及びその化合物	0.1mg 以下	0.005未満
8 シアン化合物	1mg 以下	0.1未満
9 ポリ塩化ビフェニル(PCB)	0.003mg 以下	0.0005未満
10 トリクロロエチレン	0.3mg 以下	0.002未満
11 テトラクロロエチレン	0.1mg 以下	0.0005未満
12 ジクロロメタン	0.2mg 以下	0.002未満
13 四塩化炭素	0.02mg 以下	0.0002未満
14 1・2 - ジクロロエタン	0.04mg 以下	0.0004未満
15 1・1 - ジクロロエチレン	0.2mg 以下	0.002未満
16 1・2 - ジクロロエチレン	0.4mg 以下	0.004未満
17 1・1・1 - トリクロロエタン	3mg 以下	0.0005未満
18 1・1・2 - トリクロロエタン	0.06mg 以下	0.0006未満
19 1・3 - ジクロロプロペン	0.02mg 以下	0.0002未満
20 チウラム	0.06mg 以下	0.006未満
21 シマジン	0.03mg 以下	0.003未満
22 チオベンカルブ	0.2mg 以下	0.02未満
23 ベンゼン	0.1mg 以下	0.001未満
24 セレン及びその化合物	0.1mg 以下	0.002未満
25 ほう素及びその化合物	50mg 以下	0.61
26 ふっ素及びその化合物	15mg 以下	0.08未満
27 アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物	200mg 以下	8.1
28 ルルマルヘキサン抽出物質含有量(鉱油類)	5mg 以下	1未満
29 ルルマルヘキサン抽出物質含有量(動植物油脂類)	30mg 以下	1未満
30 フェノール類含有量	5mg 以下	0.2未満
31 銅含有量	3mg 以下	0.005未満
32 亜鉛含有量	2mg 以下	0.01
33 溶解性鉄含有量	10mg 以下	0.01
34 溶解性マンガン含有量	10mg 以下	0.005
35 クロム含有量	2mg 以下	0.02未満
36 大腸菌群数	1cm ³ につき日間平均3000個以下	110
37 燐含有量	16mg (日間平均8)以下	0.018
38 1・4 - ジオキサン	0.5mg 以下	0.005未満
39 ダイオキシン類	10pg -TEQ 以下	-

産業廃棄物処理施設維持管理記録簿[管理型](令和3年4月度)

対象期間:令和3年4月1日~令和3年4月30日

埋め立てた産業廃棄物の種類及び数量[規十二条の七の二八イ、規十二条の七の五七イ]

種類	数量(単位)
燃え殻	(t /月)
汚泥	10.46 (t /月)
廃油(タールピッチ類に限る。)	(t /月)
廃プラスチック類	(t /月)
紙くず	(t /月)
木くず	(t /月)
繊維くず	(t /月)
動植物性残さ	(t /月)
動物系固形不要物	(t /月)
ゴムくず	(t /月)
金属くず	(t /月)
ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず	(t /月)
鋳さい	(t /月)
がれき類	16.53 (t /月)
動物のふん尿	(t /月)
動物の死体	(t /月)
ばいじん	(t /月)
廃石綿等	(t /月)
処分するために処理したもの(13号廃棄物)	(t /月)
その他(非飛散性アスベスト)	(t /月)
その他()	(t /月)
その他()	(t /月)

残余容量(年度末時点)[規十二条の七の二八リ、規十二条の七の五七リ]

測定年月日	令和3年4月28日
測定結果	3,784m3

水質検査の実施状況と措置(年1回)[規十二条の七の二八ニ及びホ、規十二条の七の五七ニ及びボ]

	地下水		放流水
採取日	令和2年 2月27日	令和2年 2月27日	令和2年 2月27日
採取場所	別添図のとおり ⁴	別添図のとおり ⁴ (上)	別添図のとおり ⁴ (下)
検査結果が得られた日	令和2年 4月 6日	令和2年 4月 6日	令和2年 4月 6日
検査項目			
検査結果	別添のとおり	別添のとおり	別添のとおり
異状の有無	有・(無)	有・(無)	
必要な措置を講じた年月日とその内容 ²			

水質検査の実施状況と措置(月1回)[規十二条の七の二八ニ及びボ、規十二条の七の五七ニ及びボ]

	地下水		放流水
採取場所	別添図のとおり ⁴ (上)	別添図のとおり ⁴ (下)	別添図のとおり ⁴
採取日	令和3年4月12日	令和3年4月12日	令和3年4月12日
検査結果が得られた日	令和3年4月21日	令和3年4月21日	令和3年4月21日
電気伝導率 ²	88 μS/cm	380 μS/cm	
塩化物イオン ²	9.2 mg/l	15 mg/l	
水素イオン濃度			8.1 pH
生物学的酸素要求量			0.5 mg/l
化学的酸素要求量			-
浮遊物質			1 mg/l
窒素含有量 ³			8.0 mg/l
異状の有無	有・(無)	有・(無)	
必要な措置を講じた年月日とその内容 ¹			

施設の点検[規十二条の七の二八ロ、ハ、ヘ、ト及びチ、規十二条の七の五七ロ、ハ、ヘ、ト及びチ]

	擁壁等	遮水工	調整池	浸出液処理設備	防凍措置
点検日	令和3年4月23日	令和3年4月23日	令和3年4月23日	令和3年4月23日	令和3年4月23日
異状の有無	有・(無)	有・(無)	有・(無)	有・(無)	有・(無)
必要な措置を講じた年月日とその内容 ¹	令和 年 月 日	令和 年 月 日	令和 年 月 日	令和 年 月 日	令和 年 月 日

1 異状が認められた場合のみ記入すること。 2 いずれかを記載すること。 3 環境大臣が定める公共用水域に排出する場合に限る。 4 処分場の平面図に位置を明示すること。

産業廃棄物処理施設維持管理記録簿[管理型](令和3年5月度)

対象期間:令和3年5月1日~令和3年5月31日

埋め立てた産業廃棄物の種類及び数量[規十二条の七の二八イ、規十二条の七の五七イ]

種類	数量(単位)
燃え殻	(t /月)
汚泥	11.8 (t /月)
廃油(タールピッチ類に限る。)	(/月)
廃プラスチック類	(t /月)
紙くず	(t /月)
木くず	(t /月)
繊維くず	(t /月)
動植物性残さ	(/月)
動物系固形不要物	(/月)
ゴムくず	(/月)
金属くず	(/月)
ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず	(t /月)
鋳さい	(t /月)
がれき類	28.6 (t /月)
動物のふん尿	(/月)
動物の死体	(/月)
ばいじん	(/月)
廃石綿等	(t /月)
処分するために処理したもの(13号廃棄物)	(/月)
その他(非飛散性アスベスト)	(t /月)
その他()	(/月)
その他()	(/月)

水質検査の実施状況と措置(月1回)[規十二条の七の二八二及びホ、規十二条の七の五七二及びホ]

採取場所	地下水		放流水
	別添図のとおり ⁴ (上)	別添図のとおり ⁴ (下)	別添図のとおり ⁴
採取日	令和3年5月28日	令和3年5月28日	令和3年5月28日
検査結果が得られた日	令和3年6月8日	令和3年6月8日	令和3年6月8日
電気伝導率 ²	94 μS/cm	380 μS/cm	
塩化物イオン ²	7.5 mg/l	15 mg/l	
水素イオン濃度	/		7.7 pH
生物学的酸素要求量			0.6 mg/l
化学的酸素要求量			-
浮遊物質			1 mg/l
窒素含有量 ³	有・(無)		7.1 mg/l
異状の有無			有・(無)
必要な措置を講じた年月日とその内容 ¹			

残余容量(年度末時点)[規十二条の七の二八リ、規十二条の七の五七リ]

測定年月日	令和3年5月31日
測定結果	3,747m3

水質検査の実施状況と措置(年1回)[規十二条の七の二八二及びホ、規十二条の七の五七二及びホ]

	地下水		放流水
	別添図のとおり ⁴	別添図のとおり ⁴ (上)	別添図のとおり ⁴ (下)
採取日	令和3年 2月26日	令和3年 2月26日	令和3年 2月26日
採取場所	別添図のとおり ⁴	別添図のとおり ⁴ (上)	別添図のとおり ⁴ (下)
検査結果が得られた日	令和3年 4月 5日	令和3年 4月 5日	令和3年 4月 5日
検査項目			
検査結果	別添のとおり	別添のとおり	別添のとおり
異状の有無	有・(無)	有・(無)	
必要な措置を講じた年月日とその内容 ²			

施設の点検[規十二条の七の二八ロ、ハ、ヘ、ト及びチ、規十二条の七の五七ロ、ハ、ヘ、ト及びチ]

	擁壁等	遮水工	調整池	浸出液処理設備	防凍措置
点検日	令和3年5月27日	令和3年5月27日	令和3年5月27日	令和3年5月27日	令和3年5月27日
異状の有無	有・(無)	有・(無)	有・(無)	有・(無)	有・(無)
必要な措置を講じた年月日とその内容 ¹	令和 年 月 日	令和 年 月 日	令和 年 月 日	令和 年 月 日	令和 年 月 日

1 異状が認められた場合のみ記入すること。 2 いずれかを記載すること。 3 環境大臣が定める公共用水域に排出する場合に限る。 4 処分場の平面図に位置を明示すること。

産業廃棄物処理施設維持管理記録簿[管理型](令和3年6月度)

対象期間:令和3年6月1日～令和3年6月30日

埋め立てた産業廃棄物の種類及び数量[規十二条の七の二八イ、規十二条の七の五七イ]

種類	数量(単位)
燃え殻	(t /月)
汚泥	41.37 (t /月)
廃油(タールピッチ類に限る。)	(/月)
廃プラスチック類	(t /月)
紙くず	(t /月)
木くず	(t /月)
繊維くず	(t /月)
動植物性残さ	(/月)
動物系固形不要物	(/月)
ゴムくず	(/月)
金属くず	(/月)
ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず	(t /月)
鋳さい	(t /月)
がれき類	21.89 (t /月)
動物のふん尿	(/月)
動物の死体	(/月)
ばいじん	(/月)
廃石綿等	0.05 (t /月)
処分するために処理したもの(13号廃棄物)	(/月)
その他(非飛散性アスベスト)	(t /月)
その他()	(/月)
その他()	(/月)

残余容量(年度末時点)[規十二条の七の二八リ、規十二条の七の五七リ]

測定年月日	令和3年6月30日
測定結果	3,702m3

水質検査の実施状況と措置(年1回)[規十二条の七の二八ニ及びホ、規十二条の七の五七ニ及びボ]

	地下水		放流水
採取日	令和3年 2月26日	令和3年 2月26日	令和3年 2月26日
採取場所	別添図のとおり ⁴	別添図のとおり ⁴ (上)	別添図のとおり ⁴ (下)
検査結果が得られた日	令和3年 4月 5日	令和3年 4月 5日	令和3年 4月 5日
検査項目			
検査結果	別添のとおり	別添のとおり	別添のとおり
異状の有無	有・(無)	有・(無)	
必要な措置を講じた年月日とその内容 ²			

水質検査の実施状況と措置(月1回)[規十二条の七の二八ニ及びボ、規十二条の七の五七ニ及びボ]

	地下水		放流水
採取場所	別添図のとおり ⁴ (上)	別添図のとおり ⁴ (下)	別添図のとおり ⁴
採取日	令和3年6月21日	令和3年6月21日	令和3年6月21日
検査結果が得られた日	令和3年7月5日	令和3年7月5日	令和3年7月5日
電気伝導率 ²	88 μS/cm	420 μS/cm	
塩化物イオン ²	7.8 mg/l	15 mg/l	
水素イオン濃度			7.7 pH
生物学的酸素要求量			0.6 mg/l
化学的酸素要求量			-
浮遊物質			14 mg/l
窒素含有量 ³			6.7 mg/l
異状の有無	有・(無)	有・(無)	
必要な措置を講じた年月日とその内容 ¹			

施設の点検[規十二条の七の二八ロ、ハ、ヘ、ト及びチ、規十二条の七の五七ロ、ハ、ヘ、ト及びチ]

	擁壁等	遮水工	調整池	浸出液処理設備	防凍措置
点検日	令和3年6月25日	令和3年6月25日	令和3年6月25日	令和3年6月25日	令和3年6月25日
異状の有無	有・(無)	有・(無)	有・(無)	有・(無)	有・(無)
必要な措置を講じた年月日とその内容 ¹	令和 年 月 日	令和 年 月 日	令和 年 月 日	令和 年 月 日	令和 年 月 日

1 異状が認められた場合のみ記入すること。 2 いずれかを記載すること。 3 環境大臣が定める公共用水域に排出する場合に限る。 4 処分場の平面図に位置を明示すること。

産業廃棄物処理施設維持管理記録簿[管理型](令和3年7月度)

対象期間:令和3年7月1日~令和3年7月31日

埋め立てた産業廃棄物の種類及び数量[規十二条の七の二 八 イ、規十二条の七の五 七 イ]

種類	数量(単位)
燃え殻	(t /月)
汚泥	41.08 (t /月)
廃油(タールピッチ類に限る。)	(t /月)
廃プラスチック類	(t /月)
紙くず	(t /月)
木くず	(t /月)
繊維くず	(t /月)
動植物性残さ	(t /月)
動物系固形不要物	(t /月)
ゴムくず	(t /月)
金属くず	(t /月)
ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず	(t /月)
鋳さい	(t /月)
がれき類	3.19 (t /月)
動物のふん尿	(t /月)
動物の死体	(t /月)
ばいじん	(t /月)
廃石綿等	(t /月)
処分するために処理したもの(13号廃棄物)	(t /月)
その他(非飛散性アスベスト)	(t /月)
その他()	(t /月)
その他()	(t /月)

残余容量(年度末時点)[規十二条の七の二 八 リ、規十二条の七の五 七 リ]

測定年月日	令和3年7月31日
測定結果	3,676m3

水質検査の実施状況と措置(年1回)[規十二条の七の二 八 二及びホ、規十二条の七の五 七 二及びホ]

	地下水		放流水
	別添図のとおり ⁴	別添図のとおり ⁴ (上)	別添図のとおり ⁴ (下)
採取日	令和3年 2月26日	令和3年 2月26日	令和3年 2月26日
採取場所	別添図のとおり ⁴	別添図のとおり ⁴ (上)	別添図のとおり ⁴ (下)
検査結果が得られた日	令和3年 4月 5日	令和3年 4月 5日	令和3年 4月 5日
検査項目			
検査結果	別添のとおり	別添のとおり	別添のとおり
異状の有無	有・(無)	有・(無)	
必要な措置を講じた年月日とその内容 ²			

水質検査の実施状況と措置(月1回)[規十二条の七の二 八 二及びホ、規十二条の七の五 七 二及びホ]

採取場所	地下水		放流水
	別添図のとおり ⁴ (上)	別添図のとおり ⁴ (下)	別添図のとおり ⁴
採取日	令和3年7月16日	令和3年7月16日	令和3年7月16日
検査結果が得られた日	令和3年7月29日	令和3年7月29日	令和3年7月29日
電気伝導率 ²	120 μS/cm	410 μS/cm	
塩化物イオン ²	7.7 mg/l	15 mg/l	
水素イオン濃度			7.6 pH
生物学的酸素要求量			0.8 mg/l
化学的酸素要求量			-
浮遊物質			2 mg/l
窒素含有量 ³			8.0 mg/l
異状の有無	有・(無)	有・(無)	
必要な措置を講じた年月日とその内容 ¹			

施設の点検[規十二条の七の二 八 ロ、八、ハ、ト及びチ、規十二条の七の五 七 ロ、八、ハ、ト及びチ]

	擁壁等	遮水工	調整池	浸出液処理設備	防凍措置
点検日	令和3年7月30日	令和3年7月30日	令和3年7月30日	令和3年7月30日	令和3年7月30日
異状の有無	有・(無)	有・(無)	有・(無)	有・(無)	有・(無)
必要な措置を講じた年月日とその内容 ¹	令和 年 月 日	令和 年 月 日	令和 年 月 日	令和 年 月 日	令和 年 月 日

1 異状が認められた場合のみ記入すること。 2 いずれかを記載すること。 3 環境大臣が定める公共用水域に排出する場合に限る。 4 処分場の平面図に位置を明示すること。

産業廃棄物処理施設維持管理記録簿[管理型](令和3年8月度)

対象期間:令和3年8月1日~令和3年8月31日

埋め立てた産業廃棄物の種類及び数量[規十二条の七の二八イ、規十二条の七の五七イ]

種類	数量(単位)
燃え殻	0.47 (t/月)
汚泥	40.06 (t/月)
廃油(タールピッチ類に限る。)	(t/月)
廃プラスチック類	(t/月)
紙くず	(t/月)
木くず	(t/月)
繊維くず	(t/月)
動植物性残さ	(t/月)
動物系固形不要物	(t/月)
ゴムくず	(t/月)
金属くず	(t/月)
ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず	(t/月)
鋳さい	(t/月)
がれき類	39.76 (t/月)
動物のふん尿	(t/月)
動物の死体	(t/月)
ばいじん	(t/月)
廃石綿等	0.08 (t/月)
処分するために処理したもの(13号廃棄物)	(t/月)
その他(非飛散性アスベスト)	(t/月)
その他	(t/月)
その他	(t/月)

残余容量(年度末時点)[規十二条の七の二八リ、規十二条の七の五七リ]

測定年月日	令和3年8月31日
測定結果	3,632m3

水質検査の実施状況と措置(年1回)[規十二条の七の二八ニ及びホ、規十二条の七の五七ニ及びボ]

	地下水		放流水
	採取日	採取場所	採取日
採取日	令和3年 2月26日	令和3年 2月26日	令和3年 2月26日
採取場所	別添図のとおり ⁴	別添図のとおり ⁴ (上)	別添図のとおり ⁴ (下)
検査結果が得られた日	令和3年 4月 5日	令和3年 4月 5日	令和3年 4月 5日
検査項目			
検査結果	別添のとおり	別添のとおり	別添のとおり
異状の有無	有・(無)	有・(無)	
必要な措置を講じた年月日とその内容 ²			

水質検査の実施状況と措置(月1回)[規十二条の七の二八ニ及びボ、規十二条の七の五七ニ及びボ]

採取場所	地下水		放流水
	別添図のとおり ⁴ (上)	別添図のとおり ⁴ (下)	別添図のとおり ⁴
採取日	令和3年8月20日	令和3年8月20日	令和3年8月20日
検査結果が得られた日	令和3年9月2日	令和3年9月2日	令和3年9月2日
電気伝導率 ²	240 μS/cm	400 μS/cm	
塩化物イオン ²	7.9 mg/l	15 mg/l	
水素イオン濃度			7.5 pH
生物学的酸素要求量			1.1 mg/l
化学的酸素要求量			-
浮遊物質			26 mg/l
窒素含有量 ³			5.5 mg/l
異状の有無	有・(無)	有・(無)	
必要な措置を講じた年月日とその内容 ¹			

施設の点検[規十二条の七の二八ロ、ハ、ヘ、ト及びチ、規十二条の七の五七ロ、ハ、ヘ、ト及びチ]

	擁壁等	遮水工	調整池	浸出液処理設備	防凍措置
点検日	令和3年8月27日	令和3年8月27日	令和3年8月27日	令和3年8月27日	令和3年8月27日
異状の有無	有・(無)	有・(無)	有・(無)	有・(無)	有・(無)
必要な措置を講じた年月日とその内容 ¹	令和 年 月 日	令和 年 月 日	令和 年 月 日	令和 年 月 日	令和 年 月 日

1 異状が認められた場合のみ記入すること。 2 いずれかを記載すること。 3 環境大臣が定める公共用水域に排出する場合に限る。 4 処分場の平面図に位置を明示すること。

産業廃棄物処理施設維持管理記録簿[管理型](令和3年9月度)

対象期間:令和3年9月1日~令和3年9月30日

埋め立てた産業廃棄物の種類及び数量[規十二条の七の二 八 イ、規十二条の七の五 七 イ]

Table with 2 columns: 種類 (Type) and 数量(単位) (Quantity). Lists various waste types like 燃え殻, 汚泥, 廃油, etc., with their respective quantities in tons per month.

水質検査の実施状況と措置(月1回)[規十二条の七の二 八 二及びホ、規十二条の七の五 七 二及びホ]

Table for water quality inspection. Columns include 採取場所 (Sampling location), 採取日 (Date), 検査結果 (Results), and 異状の有無 (Abnormalities). Rows cover parameters like 電気伝導率, 塩化物イオン, 水素イオン濃度, etc.

残余容量(年度末時点)[規十二条の七の二 八 リ、規十二条の七の五 七 リ]

Table for residual capacity. Columns: 測定年月日 (Measurement date), 測定結果 (Measurement result). Value: 令和3年9月30日, 3,571m3.

水質検査の実施状況と措置(年1回)[規十二条の七の二 八 二及びホ、規十二条の七の五 七 二及びホ]

Table for annual water quality inspection. Columns: 採取日 (Date), 採取場所 (Location), 検査結果 (Results). Includes sub-columns for 地下水 (Groundwater) and 放流水 (Effluent).

施設の点検[規十二条の七の二 八 ロ、ハ、ヘ、ト及びチ、規十二条の七の五 七 ロ、ハ、ヘ、ト及びチ]

Table for facility inspection. Columns: 点検日 (Date), 擁壁等 (Retaining walls), 遮水工 (Waterproofing), 調整池 (Adjustment tank), 浸出液処理設備 (Leachate treatment), 防凍措置 (Anti-freeze measures).

1 異状が認められた場合のみ記入すること。 2 いずれかを記載すること。 3 環境大臣が定める公共用水域に排出する場合に限る。 4 処分場の平面図に位置を明示すること。

産業廃棄物処理施設維持管理記録簿[管理型](令和3年10月度)

対象期間:令和3年10月1日~令和3年10月31日

埋め立てた産業廃棄物の種類及び数量[規十二条の七の二八イ、規十二条の七の五七イ]

Table with 2 columns: 種類 (Type) and 数量(単位) (Quantity). Lists various waste types like 燃え殻, 汚泥, 廃油, etc., with their respective monthly quantities in tons.

水質検査の実施状況と措置(月1回)[規十二条の七の二八二及びホ、規十二条の七の五七二及びホ]

Table for water quality inspection. Columns include 採取場所 (Sampling location), 採取日 (Date), 検査結果 (Results), and 必要な措置 (Measures). Rows cover parameters like 電気伝導率, 塩化物イオン, etc.

残余容量(年度末時点)[規十二条の七の二八リ、規十二条の七の五七リ]

Table with 2 columns: 測定年月日 (Measurement date) and 測定結果 (Measurement result). Shows 令和3年10月31日 and 3,553m3.

水質検査の実施状況と措置(年1回)[規十二条の七の二八二及びホ、規十二条の七の五七二及びホ]

Table for annual water quality inspection. Columns include 採取日 (Date), 採取場所 (Location), 検査結果 (Results), and 必要な措置 (Measures). Rows cover parameters like 採取日, 採取場所, etc.

施設の点検[規十二条の七の二八ロ、ハ、ヘ、ト及びチ、規十二条の七の五七ロ、ハ、ヘ、ト及びチ]

Table for facility inspection. Columns include 点検日 (Date), 擁壁等 (Retaining walls), 遮水工 (Waterproofing), 調整池 (Adjustment tank), 浸出液処理設備 (Leachate treatment), and 防凍措置 (Anti-freeze measures).

1 異状が認められた場合のみ記入すること。 2 いずれかを記載すること。 3 環境大臣が定める公共用水域に排出する場合に限る。 4 処分場の平面図に位置を明示すること。